

緊急事態宣言延長に伴う市の対応について

1 新型コロナウイルス感染拡大防止への取組について

- 今後の急激な感染拡大を抑止できる程度まで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることなどから、引き続き、全ての都道府県について緊急事態宣言が5月31日まで延長された。
- 重点的な対策が必要な「特定警戒都道府県」以外の地域については、「三つの密の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していく」とされたこと、また、政府の専門家会議から「新しい生活様式」などが示されたことから、新たに市長メッセージを発信する。

2 事業者等に対する休業要請及び支援策について

- 「特定警戒都道府県」以外の地域における休業要請については「感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立する観点から、地域の実情に応じて判断を行う」とされたこと、また、「特定警戒都道府県」の愛知県のうち、湖西市に隣接する豊橋市、田原市、豊川市等では、新規感染者が確認されていないことなどから、地域の実情に応じ、以下のとおり対応する。

(1) 休業要請等について

- 休業要請及び営業時間短縮の要請は5月6日までとし、5月7日以降は延長しない。
- ただし、引き続き感染拡大防止の取組を継続する必要があることから、事業者等に対して、3密（密閉、密集、密接）を避ける取組や、消毒液や防護ビニールの設置等の取組への協力を強く要請する。

(2) 支援策について

- ① 引き続き、感染拡大防止を徹底する必要があることから、医療、福祉、製造、サービス業等産業全般の中小企業者等が行う、間仕切り等の施設修繕や消毒液の設置など、感染拡大防止に係る経費に対する支援
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係る様々な悩みを抱える小規模事業者を支える必要があることから、雇用調整助成金の申請や経営課題解決のための社会保険労務士等の専門家への相談等に係る経費に対する支援
- ※ ①及び②の支援の詳細は商工会等と引き続き調整

3 学校等の休校延長について【第5回対策本部会議で決定済】

(1) 小学校、中学校

- 小学校、中学校は5月31日まで休業
- 国の緊急事態宣言の発令継続や感染状況などによっては、臨時休業期間を変更する場合もある

(2) 幼稚園、保育園、こども園

- 市立幼稚園、保育園及びこども園は5月31日まで休園
- ただし、家庭での保育ができない場合は各園で受け入れる

4 市内公共施設について【第5回対策本部会議で決定済】 ※別紙

- 地域センター等における貸館業務、体育館・運動公園等の利用は、5月31日まで休止
- 公園・海岸等の駐車場は当面の間、利用中止
- 中央図書館、文化施設は6月1日まで休館

(今回変更点)

- ※ 図書館の予約資料の受付・貸出と返却は、新居図書館は5月11日から、中央図書館は5月12日から、休館の間も午前9時30分から午後5時まで実施する。